

平成23年3月2日付け津市監査委員告示第2号公表分

(1) 健康福祉部

介護保険課

監査の結果	郵便切手の保有について、平成21年度から繰り越された7種類の郵便切手のうち、平成22年度(9月24日現在)の使用枚数は、80円切手が56枚、120円切手が102枚である一方、その残数は80円切手が2,938枚、120円切手が1,824枚で非常に多くの枚数を保有しているが、使用見込み数を著しく超えて保有することは適切でないことから、他の部局等と調整の上、適切な保有残高になるよう是正されたい。
措置の内容	切手の保有枚数については、おおむね1年間に使用する枚数のみを保有することとし、余剰分については総務課へ移管した。

(2) 芸濃総合支所

地域振興課

監査の結果	団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部、各種イベントの実行委員会等の経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まされたい。
措置の内容	自治会連合会芸濃支部をはじめとする各種団体の経理や預金通帳等の保管については、同団体において行うこととした。

(3) 香良洲総合支所

地域振興課

監査の結果	団体事務の関与について、職員が自治会連合会の支部の経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、これらの団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まされたい。
-------	--

措置の内容	自治会連合会香良洲支部の預金通帳等の保管については同団体において行うこととし、また、同団体の経理への関与については職員による関与が最小限となるよう改めた。
-------	---

(4) 教育委員会事務局

美杉事務所

監査の結果	美杉中学校用地の一部(459㎡)について、所有権移転登記が未了となっていることから、これまでの経過も踏まえつつ速やかに処理されたい。
措置の内容	美杉中学校用地に係る所有権移転登記が未了であった土地については、平成23年12月12日付けで所有権移転登記を完了した。